

善通寺市重層的支援体制  
整備事業実施計画  
(令和8年度～令和11年度)

令和8年3月

善通寺市

# 目次

1. 計画の概要	1
(1) 計画策定の目的と背景	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	3
2. 重層的支援体制整備事業における実施事業、実施体制	4
(1) 実施事業の枠組み	4
(2) 包括的相談支援事業	5
(3) 地域づくり事業	6
(4) 多機関協働事業等	7
3. 各種会議について	9
(1) 重層的支援会議・支援会議について	9
(2) 善通寺市の重層的支援体制会議について	10
4. その他	12
(1) 本事業のイメージ	12
(2) 本事業の実施にあたって	14
(3) 本事業の実施目標や事業評価、見直しについて	14
(4) 計画の策定過程	15

---

## 1. 計画の策定にあたって

### (1) 計画策定の目的と背景

8050問題や、介護と育児のダブルケア、ごみ屋敷など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、社会福祉法(昭和26年法律第45号)が令和2年に改正され、属性を問わない包括的な支援体制を構築するため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

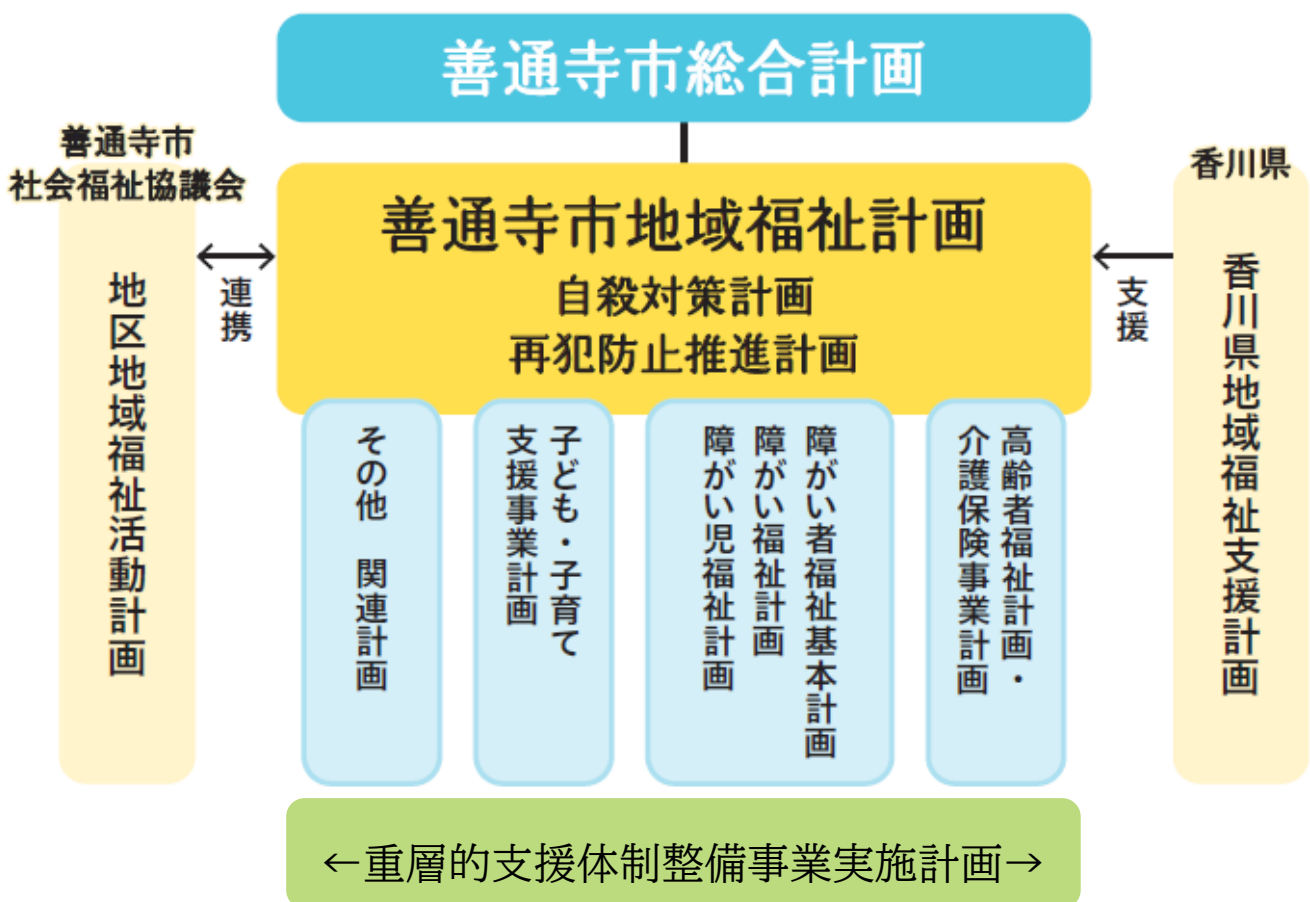
本市では、第4次善通寺市地域福祉計画における基本理念である、誰もがその人らしく安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の整備に取り組むこととしています。

重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める、善通寺市重層的支援体制整備事業実施計画(令和8年度～11年度)を策定します。

## (2)計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5に基づき作成する市町村事業実施計画です。

また本計画は、第4次善通寺市地域福祉計画における「包括的な支援体制の基盤強化と連携促進」に資する計画であることから、地域福祉計画の附属計画として位置づけます。また、各分野別の福祉関連計画との調和が保たれたものとし、善通寺市社会福祉協議会の地区地域福祉活動計画とも連携を図るものとしします。



### (3)計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間としています。  
 なお、令和12年度以降は次期善通寺市地域福祉計画と一体的に策定する予定です。

(年度)												
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
善通寺市地域福祉計画	第3次計画期間					第4次計画期間					第5次計画期間	
善通寺市重層的支援体制整備事業実施計画							[Green Arrow]					地域福祉計画と一体的に策定

## 2. 重層的支援体制整備事業における実施事業、実施体制

### (1) 実施事業の枠組み

善通寺市における重層的支援体制整備事業の枠組みは以下の表のとおりです。既存の事業や取組を最大限生かしつつ、複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進します。

事業の種類	主な分野	事業名	所管課
包括的相談支援事業	高齢者	地域包括支援センター運営	高齢者課
	障がい者	障害者相談支援事業	社会福祉課
	子ども	利用者支援事業	子ども課
	生活困窮	自立相談支援事業	社会福祉課
地域づくり事業	高齢者	地域介護予防活動支援事業	高齢者課
	高齢者	生活支援体制整備事業	高齢者課
	障がい者	地域活動支援センター事業	社会福祉課
	子ども	地域子育て支援拠点事業	子ども課
	生活困窮	生活困窮者等のための地域づくり事業	社会福祉課
参加支援事業	障がい者	精神障害者居場所づくり事業	社会福祉課
多機関協働事業等	共通	多機関協働事業	社会福祉課
	共通	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
	共通	参加支援事業	

## (2) 包括的相談支援事業

相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止める「受け止め、つながる」相談窓口とし、保健福祉部を中心として、市民環境部、生活産業部、教育委員会等、支援関係機関に連携担当職員を配置し、情報を共有するための「情報連携シート」を活用して連携を図ります。

複合化・複雑化した生活課題を抱えているなどで、単独の支援機関では対応が困難な事案は、関係機関が連携してそれらの課題に対応できる相談支援体制を構築します。

	内 容
窓口体制	従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた方の相談の受け止めや、他の支援機関へのつなぎなど、市の体制・チームとして、住民の様々な相談に連携して対応する
連携担当職員	庁内関係課との連携や、各種会議に参加する職員のコーディネート等を行う
情報連携シート	相談者の情報を各支援機関が共有して連携するために作成するシート

### (3)地域づくり事業

地域資源の把握と活用に努め、世代や属性を超えて交流できる居場所を整備して新たな参加の場を創出し、地域の活動の活性化を図ります。また、交流、参加、学びの機会を生み出すために、個別の活動や人材をコーディネートします。

実施事業	主な対象分野	実施体制	運営形態	所管課
地域子育て支援拠点事業	子ども	認定 NPO 法人子育てネットくすくす、カナン子育てプラザ21、吉原保育所、南部保育所	委託	子ども課
介護予防に関するボランティア等の人材を養成する事業	高齢	善通寺市高齢者課	直営	高齢者課
地域で高齢者等の社会交流や介護予防、見守り等の活動を行う地域活動に対する支援	高齢	善通寺市高齢者課	直営	高齢者課
生活支援体制整備事業	高齢	善通寺市高齢者課	直営	高齢者課
地域活動支援センターの基本事業	障がい	地域活動支援センター（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型各3カ所）	委託	社会福祉課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	善通寺市社会福祉協議会	委託	社会福祉課

## (4)多機関協働事業等

### ①多機関協働事業

単独の支援機関では対応が困難な複合化・複雑化した支援ニーズを有し、支援関係機関で役割分担を行うことが難しい事例について、支援プランを作成し、支援が円滑に進むよう事例全体のコーディネートを行います。コーディネートにあたっては、必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関との連携を図ります。

※一部外部委託し、また重層的支援体制整備事業交付金を活用します。

### ②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関と連携し、長期にわたり人や社会と交流がなく、ひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、時間をかけた丁寧な働きかけにより、本人と信頼関係に基づくつながりの形成を目指します。

※外部委託し、重層的支援体制整備事業交付金を活用します。

### ③参加支援事業

既存の社会生活に向けた事業では対応できない、制度の狭間にあるようなニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズ、地域の社会資源との間をコーディネートし、マッチングを行います。支援メニューのマッチング後、本人の状態に合った支援が実施できているかフォローアップを行い、多様な社会参加の実現を目指します。

※外部委託し、重層的支援体制整備事業交付金を活用します。

### 3. 各種会議について

#### (1) 重層的支援会議・支援会議について

##### ○重層的支援会議とは

社会福祉法第106条の4第2項第6号に基づき作成された支援プランの支援決定を行います。多機関協働事業において実施し、関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議です。(本人の同意が必要)

##### ○支援会議とは

社会福祉法106条の6の規定に基づく会議であり、個人情報等の本人同意が得られない場合に、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を行う会議です。

	重層的支援会議	支援会議
主催	多機関協働事業者	善通寺市社会福祉課
目的	重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため	関係機関がそれぞれ把握しながらも、支援が届いていない個々の事案の情報共有や必要な支援体制検討の円滑化のため
構成員の役割	・プランの適正性の協議 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	・気になる事案の情報提供や情報共有 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応

## (2)善通寺市の重層的支援体制会議について

重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するため、重層的支援会議・支援会議を以下の体制で開催します。

解決することが困難なケースについて、関連のある方を招集し、問題点を把握し支援方針を決定するため、個別支援連携会議を開催します。個別支援連携会議は、社会福祉法第106条の6第1項に基づく支援会議または重層的支援会議として位置づけます。

また、個別支援連携会議において課題となった事項の協議や、支援内容の検証等を行う、支援者支援会議を開催します。

加えて、随時各部署の代表者及び担当者等を招集し、分野横断体制の推進を図るための庁内連携会議及び地域活動者・福祉医療専門職等、各分野代表者で構成する全体会議でシステム全体の検討等を行います。

	個別支援連携会議		支援者 支援会議	庁内 連携会議	全体会議
	重層的 支援会議	支援会議			
主催	多機関協働 事業者	善通寺市 社会福祉課	善通寺市 社会福祉課	善通寺市 社会福祉課	善通寺市 社会福祉課
	社会福祉法第106条の6 第1項に基づく支援会議 または重層的支援会議と して位置づける				
開催 頻度	個別事案発生の都度		月1回程度	随時	年2回程度
構成 員	個別事案に関係する 部署の担当者等		各部署担当者 連携担当職員	各部署 代表者 連携担当職員	各分野 代表者
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別ケースの問題点の把握、情報共有</li> <li>支援方針、役割分担および支援プランの決定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>個別会議で課題となった事項の協議</li> <li>支援内容の検証</li> <li>情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野横断体制の推進</li> <li>事業の進捗状況の共有</li> <li>課題等の協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施体制全体の検討</li> <li>事業実績の検討</li> </ul>

※支援者支援会議、庁内連携会議、全体会議の構成員は別紙のとおりです。

---

## 4. その他

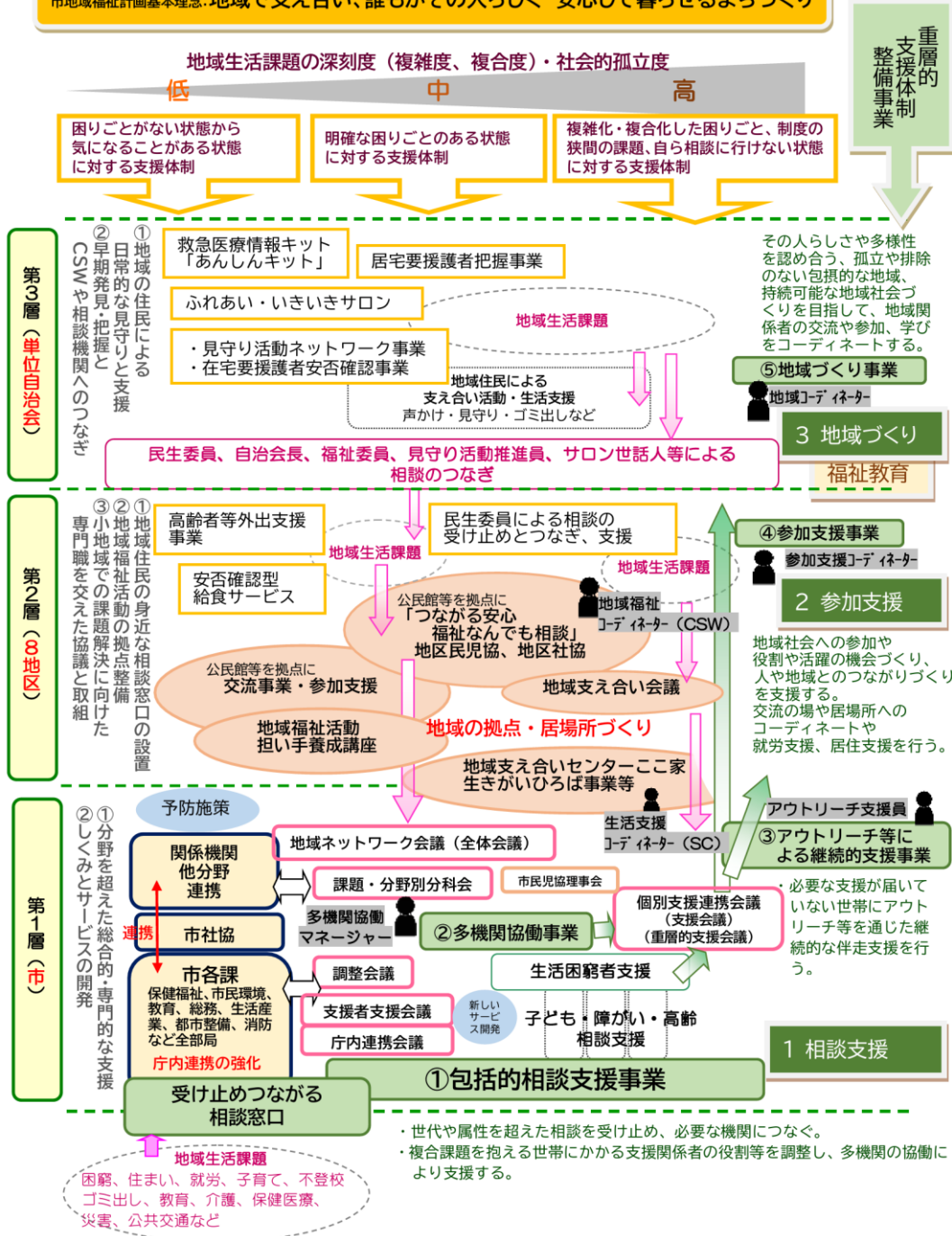
### (1) 本事業実施体制のイメージ

善通寺市が目指す包括的支援体制のイメージ図は、次頁のとおりです。

地域生活課題の深刻度(複雑度・複合度)、社会的孤立度を「低・中・高」に分け、それぞれを支援する規模によって3層に分けています。(第1層:善通寺市全体、第2層:小学校区の8地区:第3層:単位自治会)この体制に対し、重層的支援体制整備事業において支援を届けていきます。

# 善通寺市が目指す包括支援体制のイメージ図

市地域福祉計画基本理念: 地域で支え合い、誰もがその人らしく 安心して暮らせるまちづくり



※CSW…コミュニティソーシャルワーカー(支援を必要とする人に対し、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行うとともに、住民同士の支え合いの活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど地域福祉の計画的な推進を図るため、関係機関・団体などに働きかけます。)

※SC…生活支援コーディネーター(高齢者の生活支援や介護予防の体制づくりを進めます。)

## (2)本事業の実施にあたって

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、本実施計画によるほか、厚生労働省等が定める重層的支援体制整備事業にかかる各種要綱等に基づき効果的に実施します。

## (3)本事業の実施目標や事業評価、見直しについて

### ①実施目標について

本事業の実施においては、相談者の状況に応じて柔軟な支援調整を行うとともに、支援が必要な住民が孤立することなく、地域において安心して生活を継続できる状態を目指します。

あわせて、分野別に行われてきた既存の支援のつながりを強化し、支援が途切れない体制づくりを進めていきます。

## ②事業評価、見直しについて

本事業の実施状況については、年度末に関係部署において振り返りを行います。その際、相談件数、支援につながった事例の状況、関係機関との連携状況等を踏まえ事業の成果や課題を整理します。

その結果を踏まえ、支援体制や事業内容の改善点を検討し、次年度以降の事業運営に反映させます。

## (4)計画の策定過程

年月	内容
R6年7月 10月 R7年1月 3月 5月 9月 12月 R8年2月	善通寺市重層的支援体制整備事業 本格実施への移行準備にかかるプロジェクト会議において協議
R7年10月	香川おもいやりネットワーク事業地域ネットワーク会議において周知
R8年3月	善通寺市重層的支援体制整備事業実施計画策定

# 善通寺市重層的支援体制整備事業実施計画

## 令和8年3月

善通寺市保健福祉部社会福祉課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

TEL 0877-63-6339 FAX 0877-63-6355

E-mail [shakai@city.zentsuji.kagawa.jp](mailto:shakai@city.zentsuji.kagawa.jp)